

## 利用料一覧表（30日分）従来型個室

□負担限度額認定

第1段階（生活保護を受給または市町村民税非課税世帯に属し、老齢福祉年金を受給している方）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①食費	日額 300 円×30 日 9,000 円				
②居住費	日額 320 円×30 日 9,600 円				
③一割負担金	20,620 円	22,855 円	25,124 円	27,360 円	29,529 円
①+②+③ 合計	39,220 円	41,455 円	43,724 円	45,960 円	48,129 円

第2段階（市町村民税世帯に属し、合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①食費	日額 390 円×30 日 11,700 円				
②居住費	日額 420 円×30 日 12,600 円				
③一割負担金	20,620 円	22,855 円	25,124 円	27,360 円	29,529 円
①+②+③ 合計	44,920 円	47,155 円	49,424 円	51,660 円	53,829 円

第3段階（市町村民税非課税世帯に属し、第1段階または第2段階以外の方）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①食費	日額 650 円×30 日 19,500 円				
②居住費	日額 820 円×30 日 24,600 円				
③一割負担金	20,620 円	22,855 円	25,124 円	27,360 円	29,529 円
④二割負担金	41,240 円	45,710 円	50,248 円	54,720 円	59,058 円
①+②+③ 合計	64,720 円	66,955 円	69,224 円	71,460 円	73,629 円
①+②+④ 合計	85,340 円	89,810 円	94,348 円	98,820 円	103,158 円

第4段階（一般）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①食費	日額 1,380 円×30 日 41,400 円				
②居住費	日額 1,150 円×30 日 34,500 円				
③一割負担金	20,620 円	22,855 円	25,124 円	27,360 円	29,529 円
④二割負担金	41,240 円	45,710 円	50,248 円	54,720 円	59,058 円
①+②+③ 合計	96,520 円	98,755 円	101,024 円	103,260 円	105,429 円
①+②+④ 合計	117,140 円	121,610 円	126,148 円	130,620 円	134,958 円

※ 栄養ケアマネジメント加算・個別機能訓練（体制）加算・日常生活継続支援加算（Ⅰ）・看護体制加算（Ⅱ）・ロ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・口腔衛生管理体制加算を含む。

※ 預り金管理サービス費について別途700円/月必要です。

平成29年 8月 1日改定

## 利用料一覧表（30日分）従来型多床室

□負担限度額認定

第1段階（生活保護を受給または市町村民税非課税世帯に属し、老齢福祉年金を受給している方）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①食費	日額 300 円×30 日 9,000 円				
②居住費	日額 0 円×30 日 0 円				
③一割負担金	20,620 円	22,855 円	25,124 円	27,360 円	29,529 円
①+②+③ 合計	29,620 円	31,855 円	34,124 円	36,360 円	38,529 円

第2段階（市町村民税世帯に属し、合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①食費	日額 390 円×30 日 11,700 円				
②居住費	日額 370 円×30 日 11,100 円				
③一割負担金	20,620 円	22,855 円	25,124 円	27,360 円	29,529 円
①+②+③ 合計	43,420 円	45,655 円	47,924 円	50,160 円	52,329 円

第3段階（市町村民税非課税世帯に属し、第1段階または第2段階以外の方）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①食費	日額 650 円×30 日 19,500 円				
②居住費	日額 370 円×30 日 11,100 円				
③一割負担金	20,620 円	22,855 円	25,124 円	27,360 円	29,529 円
④二割負担金	41,240 円	45,710 円	50,248 円	54,720 円	59,058 円
①+②+③ 合計	51,220 円	53,455 円	55,724 円	57,960 円	60,129 円
①+②+④ 合計	71,840 円	76,310 円	80,848 円	85,320 円	89,658 円

第4段階（一般）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①食費	日額 1,380 円×30 日 41,400 円				
②居住費	日額 1,070 円×30 日 32,100 円				
③一割負担金	20,620 円	22,855 円	25,124 円	27,360 円	29,529 円
④二割負担金	41,240 円	45,710 円	50,248 円	54,720 円	59,058 円
①+②+③ 合計	94,120 円	96,355 円	98,624 円	100,860 円	103,029 円
①+②+④ 合計	114,740 円	119,210 円	123,748 円	128,220 円	132,558 円

※ 栄養ケアマネジメント加算・個別機能訓練（体制）加算・日常生活継続支援加算（Ⅰ）・看護体制加算（Ⅱ）・ロ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・口腔衛生管理体制加算を含む。

※ 預り金管理サービス費について別途700円/月必要です。

平成29年 8月 1日改定

## 利用料一覧表（30日分）ユニット型個室

□負担限度額認定

第1段階（生活保護を受給または市町村民税非課税世帯に属し、老齢福祉年金を受給している方）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①食費	日額 300 円×30 日 9,000 円				
②居住費	日額 820 円×30 日 24,600 円				
③一割負担金	28,262 円	30,363 円	32,632 円	34,827 円	36,803 円
①+②+③ 合計	61,862 円	63,963 円	66,232 円	68,427 円	70,743 円

第2段階（市町村民税世帯に属し、合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①食費	日額 390 円×30 日 11,700 円				
②居住費	日額 820 円×30 日 24,600 円				
③一割負担金	28,262 円	30,363 円	32,632 円	34,827 円	36,803 円
①+②+③ 合計	64,562 円	66,663 円	68,932 円	71,127 円	73,103 円

第3段階（市町村民税非課税世帯に属し、第1段階または第2段階以外の方）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①食費	日額 650 円×30 日 19,500 円				
②居住費	日額 1,310 円×30 日 39,300 円				
③一割負担金	28,262 円	30,363 円	32,632 円	34,827 円	36,803 円
④二割負担金	56,524 円	60,762 円	65,264 円	69,654 円	73,606 円
①+②+③ 合計	87,062 円	89,163 円	91,432 円	93,627 円	95,603 円
①+②+④ 合計	115,324 円	119,562 円	124,064 円	128,454 円	132,406 円

第4段階（一般）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①食費	日額 1,380 円×30 日 41,400 円				
②居住費	日額 1,970 円×30 日 59,100 円				
③一割負担金	28,262 円	30,363 円	32,632 円	34,827 円	36,803 円
④二割負担金	56,524 円	60,762 円	65,264 円	69,654 円	73,606 円
①+②+③ 合計	128,762 円	130,863 円	133,132 円	135,327 円	137,303 円
①+②+④ 合計	157,024 円	161,262 円	165,764 円	170,154 円	174,106 円

※ 栄養ケアマネジメント加算・個別機能訓練（体制）加算・日常生活継続支援加算（Ⅱ）・看護体制加算（Ⅱ）ロ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・口腔衛生管理体制加算を含む。

※ 預り金管理サービス費について別途700円/月必要です。

平成29年 8月 1日改定

## 負担限度額認定について (料金表①・②)

介護保険施設に入所（滞在）すると、介護サービス費用の利用者負担分を支払う他に居住費（滞在費）・食費を支払うことになります。居住費（滞在費）・食費の具体的水準については、利用者と施設との契約によることが原則になりますが、所得の低い人について、負担の上限額（負担限度額）が定められ、一般の人に比べると負担が軽減されます。

## 負担割合について (料金表③・④)

一定以上の所得ある人は介護保険サービスの利用者負担の割合が 2 割になります。

介護保険負担割合証は介護認定をお持ちの方に交付されます。介護保険負担割合証の「利用者負担の割合」の欄に記載されている「1 割」または「2 割」があなたの利用者負担割合になります。介護保険のサービスを受ける時にサービス事業者に介護保険負担割合証を提示することでサービス事業者は利用者の負担割合を確認します。負担割合は個人ごとに決まりますので、同じ世帯に 2 人以上の介護保険利用者がいた場合、それぞれ負担割合が異なる場合があります。

負担割合	
一定以上所得者の人	2 割負担（料金表④）
一定以上所得者以外の人	1 割負担（料金表③）

一定以上所得者とは下記 2 点両方にあてはまる人のことです。

- 本人の合計所得金額が 1 6 0 万円以上
- 同一世帯の 6 5 歳以上の人（第 1 号被保険者）の年金収入＋その他の合計所得金額が、単身世帯で 2 8 0 万円以上、2 人以上世帯で 3 4 6 万円以上

※合計所得金額とは収入から、公的年金控除・給与所得控除・必要経費を控除した後で基礎控除（3 8 万円）・人的控除などの控除をする前の所得金額のことです。

### 適用期間

毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 3 1 日までの 1 年間となります。

所得などによって利用者負担の割合が変わるため、介護保険負担割合証は毎年発行されます。適用期間の過ぎた負担割合証は使えません。

## 高額介護サービス費について（共通）

介護保険を利用し、料金表の③または④（※）の額が、同じ月に一定の上限を超えたとき、申請をすると「高額介護サービス費」として払い戻される制度があります。

これは、国の制度に基づき各市町村が実施するもので、個人の所得や世帯の所得に対して上限が異なります。

対象となる方	負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯	44,400円（世帯）
世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円（世帯）
※同じ世帯の全ての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割の世帯には年間上限額（446,400円）を設定	
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

## 短期入所生活介護 料金表

特別養護老人ホーム 弥栄園

(介護給付費によるサービス 日額 単位円)

利用者の要介護度		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス内容 従来型(個室) 単位数		併設短期生活Ⅰ 1 579	併設短期生活Ⅰ 2 646	併設短期生活Ⅰ 3 714	併設短期生活Ⅰ 4 781	併設短期生活Ⅰ 5 846
①	サービス利用料金	5,981	6,673	7,375	8,067	8,739
②	介護保険 給付金額	9割	5,382	6,005	6,637	7,260
		8割	4,784	5,338	5,900	6,453
③	利用料負担 (①-②)	1割	598	668	738	807
		2割	1,197	1,335	1,475	1,614
サービス内容 従来型(多床室) 単位数		併設短期生活Ⅱ 1 599	併設短期生活Ⅱ 2 666	併設短期生活Ⅱ 3 734	併設短期生活Ⅱ 4 801	併設短期生活Ⅱ 5 866
①	サービス利用料金	6,187	6,879	7,582	8,274	8,945
②	介護保険 給付金額	9割	5,568	6,191	6,823	7,446
		8割	4,949	5,503	6,065	6,619
③	利用料負担 (①-②)	1割	619	688	759	828
		2割	1,238	1,376	1,517	1,655

(加算関係の負担額・加算の内容について 日額 単位円)

サービスの内容		個別機能訓練 体制加算	サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)イ	看護体制加算 (Ⅱ)	医療連携強化 加算	緊急短期入所受入 加算	送迎加算
単位数		12	18	8	58	90	184
①	サービス利用料金	123	185	82	599	929	1,900
②	介護保険 給付金額	9割	110	166	539	836	1,710
		8割	98	148	479	743	1,520
③	利用料負担 (①-②)	1割	13	19	60	93	190
		2割	25	37	17	120	380

## 介護予防短期入所生活介護 料金表

(介護給付費によるサービス 日額 単位円)

利用者の要介護度		要支援 1	要支援 2
サービス内容 従来型(個室) 単位数		併設短期生活Ⅰ 1 433	併設短期生活Ⅰ 2 538
①	サービス利用料金	4,472	5,557
②	介護保険給付金額	9割	4,024
		8割	3,577
③	利用料負担(①-②)	1割	448
		2割	895
サービス内容 従来型(多床室) 単位数		併設短期生活Ⅱ 1 438	併設短期生活Ⅱ 2 539
①	サービス利用料金	4,524	5,567
②	介護保険給付金額	9割	4,071
		8割	3,619
③	利用料負担(①-②)	1割	453
		2割	905

(加算関係の負担額・加算の内容について 日額 単位円)

サービスの内容		個別機能訓練 体制加算	サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)イ	送迎加算
単位数		12	18	184
①	サービス利用料金	123	185	1,900
②	介護保険給付金額	9割	110	1,710
		8割	98	1,520
③	利用料負担(①-②)	1割	13	190
		2割	25	380

※1日当たりの食事費用/1,380円(第4段階以上)

※1日当たりの居室費用(従来型)/多床室1,070円・個室1,150円(第4段階以上)

※当事業所は、**介護職員処遇改善加算Ⅰ**を算定しています。

平成29年 4月 1日改定